

第 5 期 西東京市障害福祉計画・ 第 1 期 西東京市障害児福祉計画

(素案その 1)

計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度

平成 29 年 10 月
西 東 京 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	5
1 計画策定の背景	5
(1) 障害者福祉計画・障害児福祉計画の根拠	5
(2) 障害児者の福祉に関する制度・動向	7
(3) 障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係	8
2 計画の期間	9
第2章 西東京市の障害者をめぐる現状	10
1 障害者数の推移	10
2 児童・生徒の状況	11
3 障害支援区分認定の状況	13
4 市内の障害福祉関連施設等の状況	14
5 アンケート調査結果概要	16
(1) 主な介助・援助者	16
6 ヒアリング調査結果概要	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 3年間の重点推進項目	18
(1) 障害のある子どもへの支援の充実	19
(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進	22
(3) 相談支援体制の充実	24
(4) 障害のある人の社会参加の推進	26
(5) 障害者の高齢化への対応	28
2 国の基本指針に基づく成果目標	30
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	30
(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
(3) 地域生活支援拠点等の整備	33
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	35
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	37
第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策	39
1 訪問系サービス	41
2 日中活動系サービス	43
(1) 生活介護	43
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	45
(3) 就労移行支援	47
(4) 就労継続支援（A型・B型）	49
(5) 就労定着支援	51

(6) 療養介護.....	52
(7) 短期入所（福祉型・医療型）.....	54
3 居住系サービス.....	56
(1) 自立生活援助.....	56
(2) 共同生活援助（グループホーム）.....	57
(3) 施設入所支援.....	59
4 相談支援.....	61
(1) 相談支援について.....	61
(2) 計画相談支援.....	62
(3) 地域相談支援.....	64
第5章 障害児福祉サービス等の見込み量と確保策.....	66
1 障害児通所支援.....	67
(1) 児童発達支援.....	67
(2) 放課後等デイサービス.....	69
(3) 保育所等訪問支援.....	71
(4) 医療型児童発達支援.....	72
(5) 居宅訪問型発達支援.....	74
2 障害児相談支援.....	75
(1) 障害児相談支援.....	75
第6章 地域生活支援事業の見込み量と取り組みの方向.....	77
1 地域生活支援事業について.....	77
2 地域支援事業の見込み量など.....	79
(1) 移動支援事業.....	79
(2) 地域活動支援センター.....	81
(3) 相談支援事業.....	82
(4) 日常生活用具給付等事業.....	83
(5) 意思疎通支援事業.....	84
(6) 手話奉仕員養成研修事業.....	85
(7) 理解促進研修・啓発事業.....	85
(8) 自発的活動支援事業.....	85
(9) 成年後見制度利用支援事業.....	85
(10) その他の事業.....	86
第7章 障害福祉計画の着実な推進に向けて.....	89
1 障害福祉サービスの提供体制の整備.....	89
(1) サービスの適切な利用の支援.....	89
(2) 民間の活力の導入.....	89
(3) 既存の社会資源の有効活用方法の検討.....	89
(4) 財源の確保.....	89
2 PDCA サイクルによる進捗管理.....	89
3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保.....	89
(1) 事業者の連携による支援ネットワーク.....	89
(2) 第三者評価の促進.....	89

4 市民の理解と協働の推進..... 89

1 計画策定の背景

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則等を定めた「障害者基本法」は、平成23年7月に改正され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、いわゆる障害者虐待防止法や障害者差別解消法が成立する等、様々な法制度の改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、平成26年1月には障害者権利条約を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

西東京市においても、平成26年3月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための理解推進や合理的配慮の普及等、様々な施策に取り組んでいます。

また、障害福祉サービス等については、平成18年度より3年を一期とする「障害福祉計画」においてサービス見込量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めてきました。

この度、「第4期西東京市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」の計画期間の終了とともに、法改正によって新たに「障害児福祉計画」の策定が求められていることから、両計画を一体的に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」として策定しました。

（1）障害者福祉計画・障害児福祉計画の根拠

平成18年に施行された「障害者自立支援法」を改称し、平成24年6月に成立した「障害者総合支援法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）は、平成26年4月から完全施行されており、障害者（児）の定義に政令で定める難病患者等が追加され障害福祉サービス等の対象となるなどの改正が行われました。同法において、都道府県及び市町村は障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定が義務付けられました。

さらに、「障害者総合支援法等一部改正法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）の平成

30 年度からの施行により、都道府県及び市町村には新たに障害児福祉計画（児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定）の策定が義務付けられました。

「障害者総合支援法」における障害福祉計画の規定

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針※に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

「児童福祉法」における障害児福祉計画の規定

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条 20 市町村は、基本指針※に即して、障害児通所支援及び障害児通所支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※「基本指針」とは

国は、各市町村が「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を策定するにあたって計画に盛り込むべき内容などを示した「基本指針」を定めることになっています。「基本指針」は一部改正され、平成 29 年 3 月 31 日に告示されました。

（正式名称：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）

「基本指針」に示されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
（中略）
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
（中略）
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
（中略）
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
（中略）
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
（以下略）

(2) 障害児者の福祉に関する制度・動向

近年の障害者の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです。

- **障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法へ）**（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月完全施行）
 - 身体障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）
 - 知的障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）
 - 児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月施行）
- 内容：障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編された。また、通所支援について、実施主体が市町村となった。
- 障害者優先調達推進法（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行）
- 目的：障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資すること
- 障害者雇用促進法の改正（平成 24 年 6 月成立）
- 内容：分野における障害者に対する差別を禁止するための措置および精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等が追加された。
- **障害者差別解消法（平成 25 年 6 月成立、一部の附則を除き平成 28 年 4 月施行）**
- 目的：「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。
- 内容：障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらし原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。
- **障害者権利条約（平成 26 年 1 月我が国が批准）**
- 目的：障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること
- 内容：障害者の権利を実現するための措置等を規定している。障害者に関する初めての国際条約で、その内容は前文および 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。
- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 25 年 6 月成立、平成 27 年 1 月施行）
- 内容：難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることのできるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる
- 「第 3 次障害者基本計画」(国) の策定（計画期間：平成 25～29 年度の概ね 5 年間）
- 概要：障害者基本計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

● 「障害者雇用促進法」の一部改正

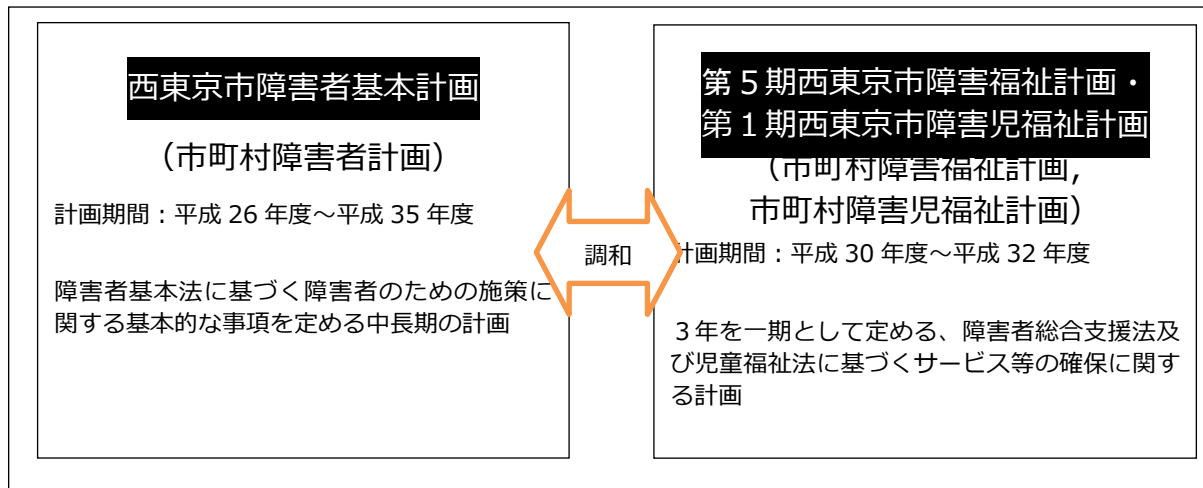
概要：障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となった。

(3) 障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定される西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であるとともに、児童福祉法第 33 条 20 項に規定される西東京市の「障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する」と位置づけられます。

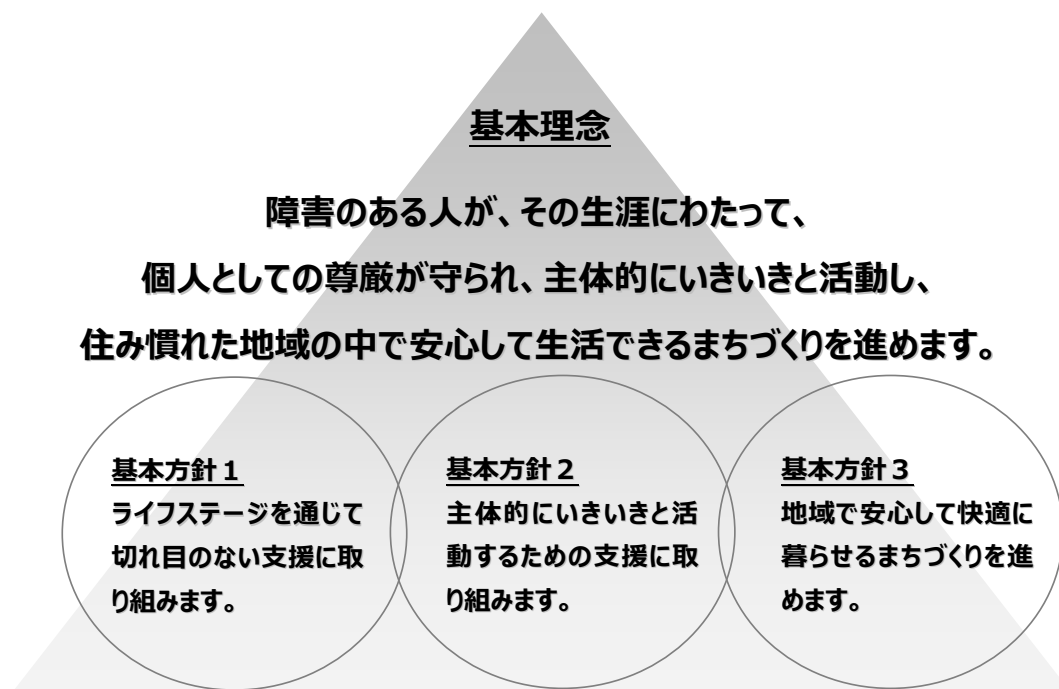
西東京市では、障害者基本法第 11 条に規定される市町村障害者計画として、平成 26 年度から平成 35 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を定め、この計画に基づいて障害者施策を推進しているところです。

「西東京市障害者基本計画」と「第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画」の関係



両計画は相互に調和が保たれていることが求められることから、本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めていきます。

「西東京市障害者基本計画」の基本理念と3つの基本方針



2 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

西東京市障害福祉計画

(第3期) H24～	(第4期)	(第5期)	(第6期)
---------------	-------	-------	-------

→「障害児福祉計画」と一体的な計画

西東京市障害者基本計画

(前期)	(後期)
------	------

▲
中間年の見直し

なお、平成26年度から平成35年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」は、平成30年度に中間年の見直しを行います。

第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

1 障害者数の推移

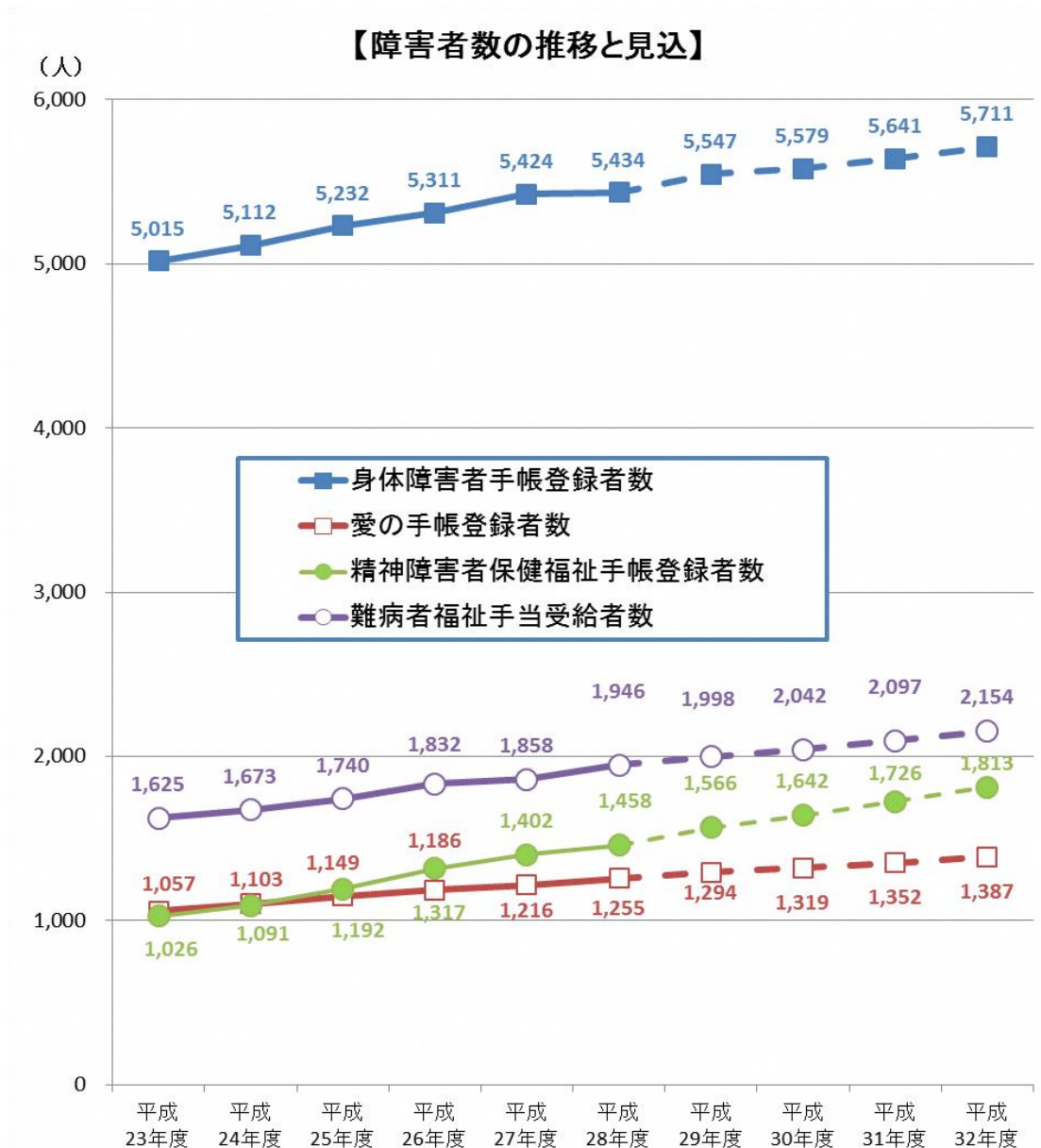
今後、障害者の高齢化に関するデータを追加掲載予定です。

平成28年度末（平成29年3月31日）時点の障害者数[※]は、身体障害者が5,434人、知的障害者が1,255人、精神障害者が1,458人、難病患者が1,946人となっています。

※身体障害者手帳登録者数、愛の手帳登録者数、精神障害者保健福祉手帳登録者数、

難病患者数は平成23年度から平成27年度までは難病患者福祉手当（市制度）受給者数、平成28年度は難病医療助成者数

平成23年度以降、障害者数は一貫して増加傾向で推移しており、今後も増加傾向は続くと推測されます。



2 児童・生徒の状況

【市立小学校の特別支援学級の児童数】（平成 29 年 5 月 1 日現在）

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
田無小学校 (知的)	5	34	2	5	5	10	7	5
中原小学校 (知的)	4	31	5	4	6	6	6	4
東小学校 (知的)	3	24	5	4	2	6	2	5
柳沢小学校 (知的)	3	18	5	3	1	6	2	1
田無小学校 (自閉症・情緒)	2	11	0	1	1	1	5	3
中原小学校 (自閉症・情緒)	3	16	0	1	2	2	4	7
東小学校 (自閉症・情緒)	1	4	0	0	2	1	0	1
柳沢小学校 (自閉症・情緒)	1	8	2	1	0	2	1	2

【市立小学校の特別支援教室の児童数】（平成 29 年 5 月 1 日現在）

区 分	種別	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
田無小学校	L 教室	3	0	3	0	0	0	0
	S 教室	3	0	1	0	0	1	1
保谷小学校	L 教室	3	0	0	2	1	0	0
	S 教室	10	1	1	1	4	1	2
保谷第一小学校	L 教室	3	0	0	1	0	0	2
	S 教室	12	1	2	4	1	0	4
保谷第二小学校	L 教室	5	1	1	1	1	0	1
	S 教室	6	1	0	0	3	1	1
谷戸小学校	L 教室	6	0	1	2	2	1	0
	S 教室	5	1	1	2	1	0	0
東伏見小学校	L 教室	8	0	1	2	1	1	3
	S 教室	10	1	1	1	2	3	2
中原小学校	L 教室	4	1	0	1	2	0	0
	S 教室	2	0	0	0	0	2	0
向台小学校	L 教室	4	0	0	1	3	0	0
	S 教室	9	1	1	0	3	1	3
碧山小学校	L 教室	4	0	0	0	1	3	0
	S 教室	4	0	0	1	0	1	2
芝久保小学校	L 教室	5	1	0	3	0	0	1
	S 教室	1	0	0	0	0	0	1
栄小学校	L 教室	6	0	5	0	1	0	0
	S 教室	4	1	1	0	0	0	2
谷戸第二小学校	L 教室	1	0	1	0	0	0	0
	S 教室	10	1	1	1	2	1	4
東小学校	L 教室	1	0	0	0	0	1	0
	S 教室	4	1	1	1	0	0	1
柳沢小学校	L 教室	1	0	0	1	0	0	0
	S 教室	4	0	0	2	1	0	1
上向台小学校	L 教室	3	0	0	1	0	0	2
	S 教室	4	1	1	0	0	2	0

区 分	種別	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
本町小学校	L教室	4	0	0	1	1	2	0
	S教室	3	0	0	1	0	0	2
住吉小学校	L教室	2	0	2	0	0	0	0
	S教室	4	1	1	0	0	1	1
けやき小学校	L教室	2	0	2	0	0	0	0
	S教室	6	1	0	2	1	1	1

【市立中学校の特別支援学級の児童数】（平成 29 年 5 月 1 日現在）

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第一中学校（知的）	2	15	4	4	7
保谷中学校（知的）	4	27	14	8	5
青嵐中学校（知的）	3	19	7	6	6
田無第一中学校（自閉症・情緒）	1	5	0	3	2
保谷中学校（自閉症・情緒）	1	5	1	2	2
青嵐中学校（自閉症・情緒）	2	9	0	4	5

【市立中学校の通級指導学級の児童数】（平成 29 年 5 月 1 日現在）

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第二中学校（情緒）	3	28	7	15	6

【市内・近隣自治体の特別支援学校等の児童・生徒数】（平成 29 年 5 月 1 日現在 障害福祉課調べ）

	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
小学生	64	8	8	12	8	9	19
中学生	47	16	17	14			
高校生	68	22	21	25			

3 障害支援区分認定の状況

介護給付に関するサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要になります。障害支援区分は、コンピュータによる一次判定と、認定審査会による二次判定に基づき決定されます。

平成 25 年度は、196 件（身体障害者 50 件・知的障害者 138 件・精神障害者 8 件）の審査判定を行いました。判定の結果は以下のとおりです。

【身体障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
非該当	データ更新次第加筆修正します。					0	0	0
1	データ更新次第加筆修正します。					0	0	3
2	データ更新次第加筆修正します。					0	0	13
3	0	0	0	8	4	0	0	12
4	0	0	0	0	2	3	0	5
5	0	0	0	0	0	8	3	11
6	0	0	0	0	0	0	6	6
合計	0	3	7	14	6	11	9	50

【知的障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
非該当	データ更新次第加筆修正します。					0	0	0
1	データ更新次第加筆修正します。					0	0	7
2	データ更新次第加筆修正します。					0	0	34
3	0	0	0	20	16	0	0	36
4	0	0	0	0	7	17	1	25
5	0	0	0	0	0	10	12	22
6	0	0	0	0	0	0	14	14
合計	0	4	27	30	23	27	27	138

【精神障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当	データ更新次第加筆修正します。					0	0	1
1						0	0	3
2						0	0	3
3	0	0	0	0	1	0	0	1
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	4	1	1	0	0	8

4 市内の障害福祉関連施設等の状況

西東京市内の障害福祉関連施設等の整備状況は以下のとおりです。

西東京市では、サービス事業者の誘致等に取り組んできたことで、放課後等デイサービスなどの事業所数が増加しつつあるほか、グループホームについても拡充が進んでいます。一方で、近隣他市と比較し、日中活動系サービス事業所の数が少なく、不足している状況にあることが課題となっています。

【日中活動系サービス事業所】

生活介護	たんぼぼ、ラシーネ西東京、どろんこ作業所（どろんこ作業所 手づくり山）、P.F.P.Cはたらきば、西東京市生活介護事業所くろーばー、さくらの園
就労移行支援	さくらの園
就労継続支援（B型）	ほうや福祉作業所、コミュニティルーム友訪m ワークステーション ウーノ（おかし工房マーブル/手作り工房めえ/石窯パン工房マーブル） ラシーネ西東京、パッソ西東京、たなし工房、富士町作業所、サンワーク田無、さくらの園
地域活動支援センター	保谷障害者福祉センター、地域活動支援センター・ハーモニー、地域活動支援センター・ブルーム

【居住系サービス事業所】

共同生活援助 (グループホーム)	知的障害者	つばな寮、田無寮、自立生活企画生活寮、 わっはっは、ららら、緑町マリーナ、ピッピ、 芝久保どろっぷす、ケアホーム西東京、こあらハイツ
	精神障害者	グループホームサンワーク、グループホームわんど、 住まいる、グループホームもやい、ミモザハウス
施設入所支援	たんぼぼ	

【障害児通所サービス事業所等】

児童発達支援事業	西東京市こどもの発達センターひいらぎ、児童発達支援事業みらい
放課後等デイサービス	Pur aile ひばりが丘、シュブロスひばりヶ丘教室、 ジョブチャレンジひばり、シュブロスひばりヶ丘教室Ⅱ、 STEP西東京、STEP保谷、りぼん、りぼんU、たまみずきひ ばり、放課後等デイサービス くれぱす田無、ウイング西東京、 くまさん 保谷教室、くろーばーきっず、療育型児童デイサービス さざんか第1、療育型児童デイサービスさざんか第5、ととろクラ ブ、ととろキッズ

5 アンケート調査結果概要

計画策定の基礎資料とするため、平成 29 年 7 月時点で、西東京市から障害者総合
の利

今後掲載

6 ヒアリング調査結果概要

平成 20 年 9 月から 10 月にかけて、特別支援学校・サード事業所等を利用してい

ま

事業

を

今後掲載

ま

第3章 計画の基本的な考え方

1 3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10年間の重点推進項目」を踏まえて、次の5つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。

第1期障害児福祉計画の重点項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

～早期発見・早期療育体制さらなる充実を図ります～

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

重点推進項目3 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

重点推進項目4 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

重点推進項目5 障害者の高齢化への対応

～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

第5期障害者福祉計画の重点項目

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

～早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります～

【現状】

乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結びつけていく体制を整備するなど、障害の早期発見・早期療育ための取り組みを進めています。また、市内の幼稚園では、発達障害が疑われる子どもの保護者に対しては、ていねいな対応により障害等への理解を促し、「子どもの発達支援センター・ひいらぎ」等の療育機関への紹介や連携に努めています。

放課後等の活動場所としては、放課後等デイサービスの提供体制の充実を進めた結果、第4期計画期間中に実施事業所は増えて17事業所となり、周辺の市と比べて多くの事業所が事業を展開しています。

一方、医療的ケアが必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくかったり、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっている実状もあり、ヒアリング調査の結果ではそうした児童が今後増えていくとの声もありました。

また、児童のアンケート調査結果では、「発達障害と診断されたことがある」が40.3%、相談支援機関利用者のアンケート調査結果では同48.1%です。発達障害の児童が市に求めることとしては、「障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育を進めること」(93.3%)、「家族などの介護者の休息や負担軽減を支援すること」(75.0%)、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」(73.3%)などが高くなっています。

【今後の方向性】

◆ 児童発達支援等の療育の充実

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。これまで、「こどもの発達支援センター・ひいらぎ」、「児童発達支援事業みらい」にて対応してきました。国の基本指針では、児童発

達支援センターを平成 32 年度末までに設置することが求められています。「こどもの発達支援センター・ひいらぎ」への調理室や医務室の設置等により、児童発達支援センター化を行い、療育体制のさらなる充実を図ります。

◆ 医療的ケア児への支援の充実

N I C U等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（医療的ケア児）の数は増加傾向にあります。一方で、医療的ケア児を受け入れることが可能な日中活動の場や、短期入所事業所の数は少ないため、保護者等の介護負担も大きいことや、緊急時に預ける場所の確保等が課題となっています。

医療的ケア児を介護する家族等への支援として、**自宅への看護師の派遣等のレスパイト事業の充実により、**家族の負担を軽減させるとともに、民間事業所における、医療的ケア児の受け入れ促進等に向けて、看護師等の適正配置に向けた支援を進めていきます。また、新たにサービスが創設される、「訪問型児童発達支援」に参入する民間事業者の確保を図ります。

◆ 発達障害への対応の強化

発達障害の傾向がみられる児童については、一部の保護者は障害の受容ができておらず、相談機関の利用に消極的になってしまう状況も見受けられます。また、発達障害児に対する、幼稚園、小学校、中学校における切れ目のない支援体制の構築も求められています。

未就学児童への支援に関しては、就学以降の相談先となる相談機関の確保を進めていくほか、**保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター（T O S C A）と連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。**

◆ 放課後等デイサービスの質の向上

西東京市では、これまで放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致に取り組んできたこともあり、事業所数は年々増加し、近隣他市と比較しても十分な事業所数が確保されている状況にあります。

今後は、各事業所において適正なサービス水準を確保するために、事業所の運営状況の把握や、事業所間の連携等も含めた、サービスの質的な向上を図ります。

(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

【現状】

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、まず住まいの確保は最重要であり、居住系サービスの一つであるグループホームは、事業所の協力により開設が進んできました。現在、市内では38ユニットが運営されています。

しかし、アンケート調査・ヒアリング調査の結果では、住まいの確保・整備についての必要性の声は多く、国も福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていること、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの点から、今後も引き続きグループホームの設置を進めていく必要があります。

また、障害のある人が地域で生活するためには、「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解の推進が重要となります。アンケート調査の結果では、いずれの調査種別においても本市に住み続けたいと考えている人が8割程度と多く、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の理解のさらなる促進が大切です。

【今後の方向性】

◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

グループホームを運営する民間事業者の誘致に向け、事業者への情報提供を引き続き実施していきます。また、事業者と一体となって、地域住民への理解啓発など、事業者がグループホームを設置しやすい環境を整えていきます。

◆ 障害や障害のある人への理解推進

市独自の普及啓発の取り組みである障害者サポーター養成講座や、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していきます。特に、障害者サポーター養成講座は、知的障害者と精神

障害者で1割強、身体障害者で1割弱の認知度と、一層の周知が求められているところであり、参加者の増加とともに認知度の向上を図ります。

また、障害福祉サービス事業者や障害者支援団体等によるイベント告知等に積極的に協力し、市民が障害者の活躍に触れる機会を創出することで、理解促進を促します。

(3) 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

【現状】

西東京市では、障害福祉課（基幹相談支援センター）の窓口や、「相談支援センター・えぽっく」を軸として、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」及び「地域活動支援センター・ハーモニー」、平成28年10月開設の「地域活動支援センター・ブルーム」などにおいて相談支援を実施してきました。地域活動センターでは、いずれも一般相談のほか、計画相談も実施しています。

サービス等利用計画、障害児支援利用計画は、相談支援事業所が心身の状況や置かれている環境、ニーズを把握し、本人の意向に合わせた支援方針や解決すべき課題を踏まえた、適切なサービスを組み合わせた個別支援計画で、障害福祉サービスの支給決定を行う根拠として、計画案の策定が必要となっています。計画相談の進捗率は、障害者、障害児ともほぼ100%となっており、計画策定は進んでいる一方で、児童のうち約8割が、児童の家族や支援者が作成するセルフプランとなっています。

また、福祉サービス等の支援に関する情報の提供については、市報や市のウェブサイト、障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」等により実施しています。

アンケート調査の結果では、いずれの対象においても「障害者サービスや福祉に関する状況提供の充実」や「相談体制の充実」の要望は低くはなく、特に相談支援機関利用者ではその期待が高くなっています。また、ヒアリング調査の結果では、他の事業所との連携に関し、場合によっては困難事例の押し付け合いになってしまうことがあるという意見もあげられています。

【今後の方向性】

◆ 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

障害児支援利用計画を策定する相談支援事業所や相談支援専門員が充足できていない状況にあります。これに対し、西東京市では、障害児通所支援事業を実施する事業所等への併設による相談支援事業実施の働きかけ等を行い、相談支援事業所の確保に努めました。

今後も引き続き、既存の事業所への働きかけ等を行うことと並行して、新規事業所の参入を促す情報提供等を行います。

◆ 大人の発達障害への対応

大人の発達障害者(大人の発達障害)への対応として、相談支援体制の更なる充実、就労意欲の促進に向けた取り組みを実施していきます。加えて、コミュニケーション等で困難を抱えるものの、能力的、体力的にはハンディがない、大人の発達障害者の能力に合った就労訓練が行える施設の確保を検討します。

◆ 情報提供の仕方、情報提供ツール等の工夫

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにしたらよいか」といった、障害者に対する支援の情報提供として、西東京市のウェブサイトや市報への情報掲載・公開や、「障害者のしおり」の作成・配布、サービス事業所や学校等、所属している団体等を通じた情報提供を行っています。

障害者にとって、必要な情報が行き渡るようにしていくため、各種情報提供ツール等をより見やすく、わかりやすいものに改善していくとともに、情報提供の仕方についても工夫していきます。

(4) 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

【現状】

知的障害のある人を対象とする、「地域活動支援センター・ブルーム」を平成 28 年 10 月に新たに開設し、身体障害を主な対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を主な対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」とあわせ、日中活動をサポートする場が充実してきました。

就労の支援については、「障害者就労支援センター・一歩」において地域開拓促進コーディネーターを配置し、雇用拡大を目的に企業への働きかけを行っているほか、ハローワークや障害者職業センターの協力で就労支援セミナーを開催し、障害者雇用に関心を持つ企業間の情報共有、意見交換等を通して、新たな雇用の創出、安定した継続雇用に向けた取り組みをしているほか、試行的な取り組みとして、知的障害者を市の臨時職員として雇用し、継続雇用や就労支援に向けた課題の検証を行っています。

就労系サービス事業所に関しては、就労移行支援を 1 事業所、就労継続支援 B 型を 12 事業所が実施しているほか、複数の事業所の開設準備が進んでいるなど、第 4 期計画期間中に事業所の開設が進みましたが、本市にはまだ就労継続支援 A 型事業所がないことに加え、他市と比較して就労系サービス事業所が少ないのが現状です。この課題を解決すべく、西東京市では平成 29 年 2 月に泉小学校跡地活用方針を決定し、跡地の一部を民間事業者に貸付け、障害者福祉施設を整備することとしています。

アンケート調査・ヒアリング調査では、日中の過ごし方として、施設での訓練や創作活動、就労を希望する声が多く寄せられており、また、就労に関しては業務量の確保や工賃アップが課題となっています。

【今後の方向性】

◆ 一般就労後の定着への支援

一般就労した障害者に対し、本人または企業からの相談等のためジョブコーチが職場に訪問するなど定着支援を行っていますが、登録者が年々増加していることから、新規開拓と定着支援にかけるバランスの確保が課題となっています。

平成 30 年度より、新たなサービスとして「就労定着支援」が創設されるため、サービスを展開する事業者を誘致・確保したうえで、事業者と連携して、発達障害のある人が長く安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。

◆ 多様な働き方、勤務形態等の推進

能力的に、一般就労が可能な障害者であっても、勤務形態や求人条件等が就労の壁となってしまう場合があります。また、障害者に対する求人の多くが非正規雇用や、期間に限りのある雇用条件となっています。

障害者雇用に取り組む意欲のある民間企業と連携し、能力を考慮した、多様な働き方、多様な勤務形態の雇用の確保に取り組みます。

(5) 障害者の高齢化への対応

～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

【現状】

身体障害者における65歳以上の人の割合は●% (データ確認中)、難病患者においては同●% (データ確認中) などとなっており、障害者の高齢化が進展しています。サービスにおいては、公費負担の原則よりも社会保険制度の給付を優先するという社会保障制度の原則に基づき、障害福祉サービスより介護保険が優先されることが原則となっています。

アンケート調査結果では、65歳以上の身体障害者で介護保険の要介護認定を受けている人は4割強、要支援・要介護認定者のうち7割の人が実際に介護保険サービスを利用しています。40歳～64歳では要介護認定を受けている人が約1割です。

65歳以上の難病患者で介護保険の要介護認定を受けている人は5割弱、要支援・要介護認定者のうち6割近くの人が実際に介護保険サービスを使っています。40歳～64歳では要介護認定を受けている人が1割です。

なかには、「介護保険の要介護度が低く判定され、決められたサービス支給量が少なくなった」「介護保険事業所では、障害特性などを十分理解した対応が受けられなくなった」などの回答もみられます。事業所ヒアリング調査でも、障害福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行しない例が多々あるなどの声が寄せられています。

また、ヒアリング調査の結果では、障害者、保護者ともに高齢化していることから、短期入所サービスの利用に積極的な考えに変わってきているといった意見もあげられています。

【今後の方向性】

◆ 障害福祉サービスと介護保険サービスとの緊密な連携

サービス利用者を中心に据えて適切な支援が実施されるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を推進します。

そのため、「基幹相談支援センター」（市障害福祉課）と「地域包括支援センター」（高齢者支援課）との間での定期的な会合を設け、情報共有を図るほか、互いの職員を対象とした講習会等を実施し、スキルアップを図ることで、障害福祉と高齢福祉の両分野での対応力向上を図ります。

◆ 利用者の高齢化に対応したサービス基盤の構築

サービス利用者の高齢化にともない、そのニーズも変化しています。高齢化により重度化した障害者に対応することができる体制を備えた支援、本人・家族の意向を十分に反映したサービス提供を行うため、それに量的・質的に対応したサービス基盤の構築を進めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に基本的な考え方が示されています。また、東京都も目標についての考え方を示しています。

国及び東京都の考え方を踏まえながら、本市のそれぞれの成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	東京都の考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 パーセント以上削減することを基本とする。	(今後示される予定)

前計画では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者 138 人のうち 17 人（12%）が地域生活へ移行する目標を掲げました。平成 28 年度末時点の地域移行者数は●●人となっており、平成 29 年度末においても 17 人という目標の達成はむずかしい状況です。

施設入所者のアンケート調査の結果では、今後について、「今のまま施設で生活がしたい」が約 7 割と高いものの、「一般の住宅で家族といっしょに生活をしたい」（13.2%）、「グループホームなどを利用したい」（7.5%）など地域生活へ移行を希望する人もみられます。一方、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者の各アンケート結果とも、今後利用したい障害福祉サービスに関し、「施設入所支援」をあげた人は 6%から 8%となっており、施設入所への一定のニーズがあることも事実です。

アンケート調査結果や国・東京都の考え方を踏まえ、本市でも引き続き地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を設定します。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
地域生活移行者数	●●人（平成 28 年度末時点の施設入所者●●人のうち 9%）
施設入所者数の削減	●●人（平成 28 年度末時点の施設入所者●●人のうち 2%）

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	東京都の考え方
平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	(今後示される予定)

地域包括ケアシステムの構築はもともと高齢者を起点にした考え方でしたが、地域共生社会の観点から、将来的には障害者や子どもなどへも広げていくことが求められます。西東京市では、国・東京都の考え方に基づき、精神障害にも対応したしくみとしていくため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を新たに設けます。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	西東京市地域自立支援協議会に新たに部会を設け、保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	東京都の考え方
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。	(今後示される予定)

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約を行う拠点（面的な整備を含む）です。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとされています。

前計画では、地域生活支援拠点等について、「相談支援センター・えぽつく」や「基幹相談支援センター」（市障害福祉課）を中心に、関係機関との連携を通してネットワークを形成し、障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を検討する」旨を掲げていました。

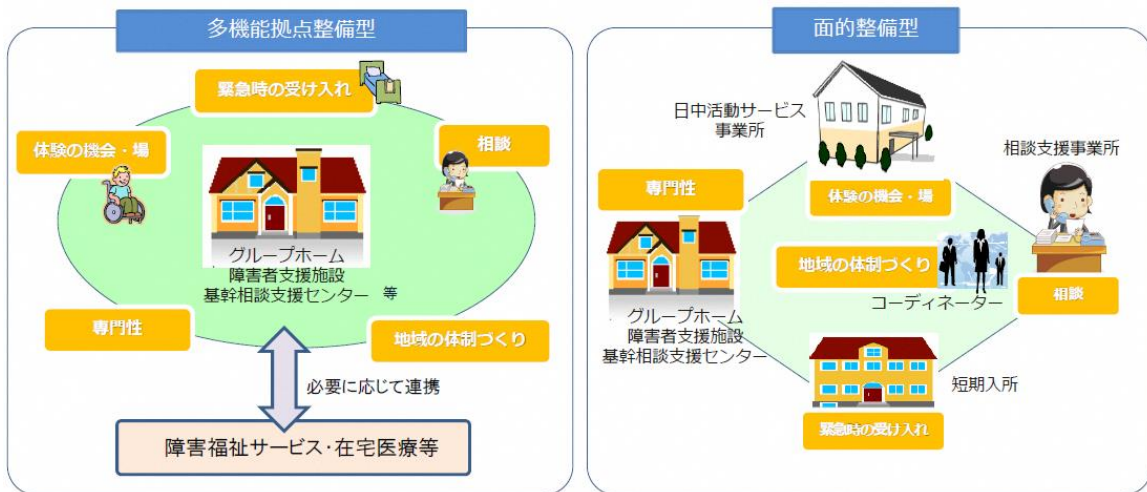
西東京市では、地域自立支援協議会において、平成 29 年度末の整備を目指し、面的整備の方策について検討を重ねてきたところですが、国より、平成 32 年度末までの整備とすることの基本指針が示されたことから、この基本指針を踏まえ、今後改めて検討を行います。併せて、泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設に、地域生活支援拠点の一定の機能を持たせることについて検討を行います。

本計画では、これまでの関係機関との協議を踏まえて方向性をより具体的に検討し、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等の整備することを目標とします。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
地域生活支援拠点等の整備	<p>泉小学校跡地に建設予定の障害者福祉施設の機能も含め、西東京市における地域生活支援拠点の方向性を定め、平成 32 年度末までに整備を行います。</p>

地域生活支援拠点等の整備のイメージ



出典：厚生労働省資料

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	東京都の考え方
<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。</p> <p>就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。</p>	<p>(今後示される予定)</p>

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数を平成 29 年度には 15 人とする
こと、また、平成 29 年度末までに就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者数を 47
人以上とすることを目標としていました。平成 28 年度末時点の実績をみると、福祉
施設から一般就労への移行者数は●●人、就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者
数は 38 人となっています。

本計画においては、国・東京都の考え方に即して、福祉施設からの一般就労等への
目標を次のように設定します。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
施設利用者のうち一般就労に移行する者の増加	●●人（平成 28 年度の一般就労への移行実績●●人の 1.5 倍）
就労移行支援事業の利用者の増加	●●人（平成 28 年度末における利用者数●●人の 2 割）
就労移行支援事業所のうちの就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	5 割（就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合）
就労定着支援利用者の 1 年後の職場定着率	8 割（就労定着支援を開始した 1 年後の職場定着率）

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	東京都の考え方
<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>	<p>(今後示される予定)</p>

本計画においては、「子どもの発達支援センター・ひいらぎ」のセンター化の取り組みをはじめ、国・東京都の考え方に即して、障害児支援の提供体制の整備等の目標を次のように設定します。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
児童発達支援センターの設置	「こどもの発達支援センター・ひいらぎ」に児童発達支援センターとして必要な設備等を施し、センター化します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	

第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込量を算定する障害福祉サービス、相談支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
訪問系	居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
日中活動系	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援 (新設)	一般就労した後、環境の変化などにより心身に問題が起きている方に対して、相談を受け必要な助言をしたり、会社や関係機関などとの連絡調整を行います。
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。

区分	サービスの種類	サービスの内容
	短期入所 (福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
居住系	自立生活援助 (新設)	グループホームなどを利用していた方が、ひとり暮らしを始めたときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居(グループホーム)に入居する障害者に対し、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、その人に適した障害福祉サービスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援、 地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害者に対して地域生活に移行するための支援を行ったり、地域で生活する障害者に対して地域生活を継続するための支援を行います。

1 訪問系サービス

① 実績・見込量

訪問系サービスの平成 28 年度の利用者数は 164 人で、利用時間は 13,802 時間でした。平成 32 年度の訪問系サービスの利用者数、利用時間をそれぞれ 174 人、14,644 時間と見込みます。

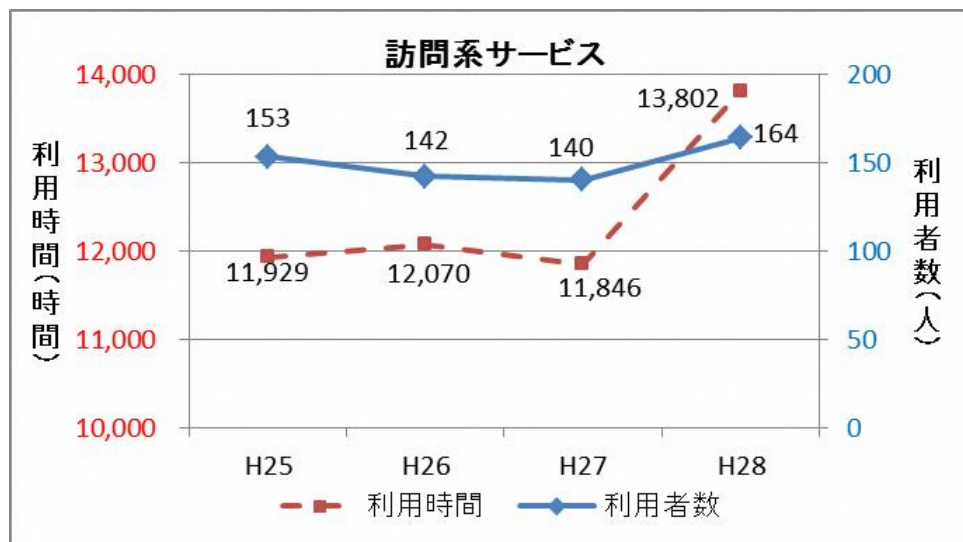
[サービス見込量 / 1 か月あたりの利用者数、利用時間]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	164 人	165 人	169 人	174 人
	利用時間	13,802 時間	13,886 時間	14,223 時間	14,644 時間

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

訪問系サービスの利用者数は、平成 27 年度までは微減の傾向にありましたが、平成 28 年度には増加に転じています。利用時間についても、平成 27 年度まではほぼ横ばいで推移した一方、平成 28 年度は利用者増にともない利用時間も増加しました。一人あたりの利用時間は、平成 25 年度は約 78 時間でしたが平成 28 年度では約 84 時間でした。



【算出の考え方】

訪問系サービス全体の利用者数は増加し、一人あたりの利用時間は平成 28 年度実績から大きくは変動しないと推測して、利用者数および利用時間を見込みます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、訪問系サービスをあげる人は他のサービスに比べ少なくはありません。また、訪問系サービスの未利用者の今後の利用意向は、各障害種別とも 1 割程度みられ、一定の潜在ニーズがあることがうかがえます。

事業者を対象としたヒアリング調査では、重度訪問介護や夜間の居宅介護サービスに対応できる事業所が少ないことや、医療的ケアが必要な障害者の家族等を中心に、夜間の居宅介護サービスのニーズが高まりつつあることが指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、今後、増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等への情報提供を進め、障害福祉サービスの訪問系サービスへの参入を促します。また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 実績・見込量

生活介護の平成 28 年度の利用者数は 292 人でした。平成 32 年度の生活介護の利用者数を 313 人と見込みます。

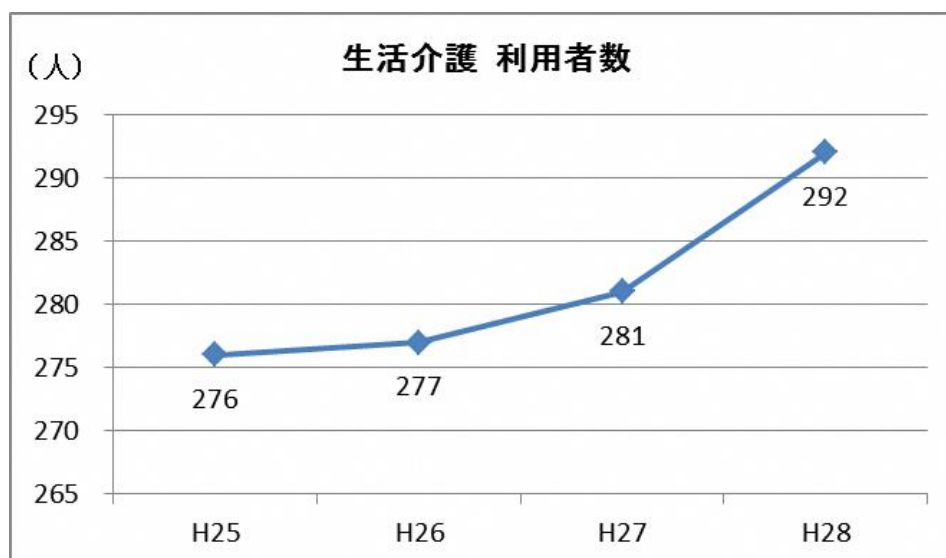
[サービス見込量 / 1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
生活介護	利用者数	292 人	301 人	307 人	313 人
	利用日数	5,732 日	5,909 日	6,024 日	6,146 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

生活介護の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度まではほぼ横ばいから微増で推移してきましたが、平成 28 年度には前年の 281 人から 292 人へと増加しています。今後も増加傾向が継続すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、生活介護の利用日数は、利用者 1 人あたり 19.6 人でした。平成 29 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応する必要があることから、生活介護だけでなく、他のサービスや地域活動支援センターを含めた日中活動の場の確保について、検討が必要です。

事業者を対象としたヒアリング調査では、現在、就学年齢にある子どもを持つ保護者等より、学校を卒業した後に利用できる施設やサービスとしての、生活介護の利用ニーズが指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 実績・見込量

自立訓練の平成 28 年度の利用者数は機能訓練が 1 人、生活訓練が 11 人でした。平成 32 年度の利用者数を、機能訓練が 2 人、生活訓練が 15 人と見込みます。

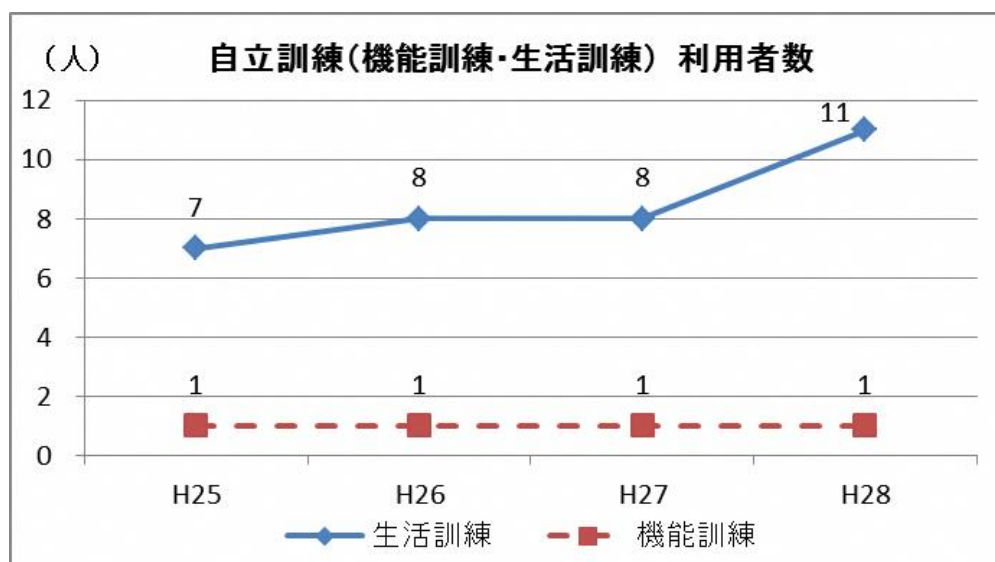
[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	8 日	16 日	16 日	16 日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	11 人	12 人	14 人	15 人
	利用日数	178 日	194 日	227 日	243 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、自立訓練（生活訓練）の利用者は増加傾向にあり、今後も増加傾向が継続すると推測されます。自立訓練（機能訓練）の利用者は横ばいです。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、自立訓練（機能訓練）の利用日数は、利用者 1 人あたり 8 日、自立訓練（生活訓練）利用日数は、利用者 1 人あたり 16.2 日でした。平成 29 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

自立訓練（機能訓練）については、近隣に事業所が少ないことや、最長 1 年 6 ヶ月の訓練期間が終了した後に利用できる日中活動の場が少ないことから、利用者は 1 名で横ばいとなっています。機能訓練を必要とする身体障害者の多くは、保谷障害者福祉センターで提供するリハビリテーションを利用しているのが現状です。

自立訓練（生活訓練）については、日中活動系サービスの利用や就労を始める前にこのサービスを利用するケースが多く、日中活動系サービスの利用の増加等に伴い、今後も増加傾向が続くと考えられます。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

なお、自立訓練（機能訓練）に関連するリハビリテーションの利用ニーズに対しては、引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めていきます。

(3) 就労移行支援

① 実績・見込量

就労移行支援の平成 28 年度の利用者数は 38 人でした。平成 32 年度の就労移行支援の利用者数を 57 人と見込みます。

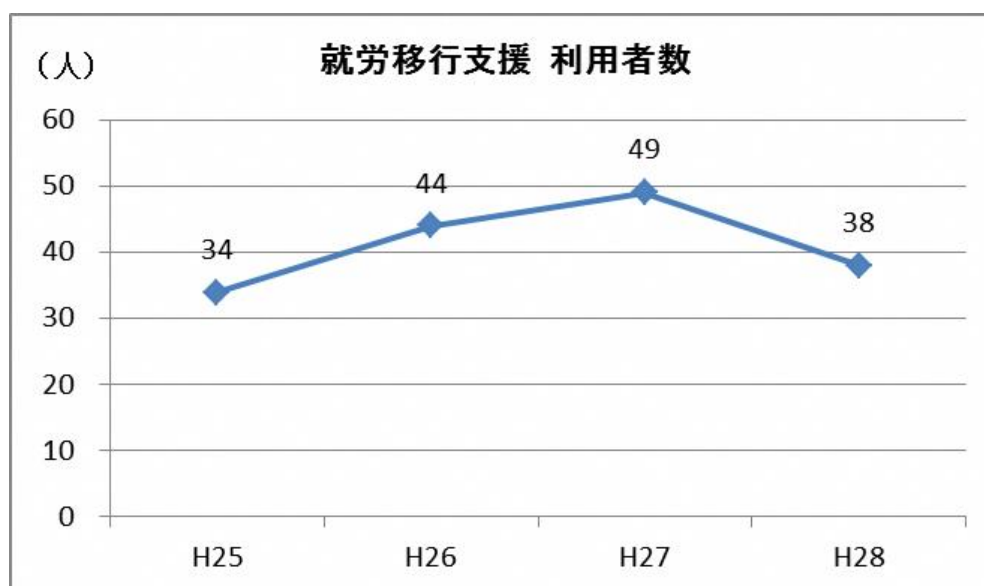
[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労移行支援	利用者数	38 人	51 人	54 人	57 人
	利用日数	688 日	919 日	989 日	1,060 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度から平成 27 年度にかけ、就労移行支援の利用者数は増加を続けてきましたが、平成 28 年度には、前年の 49 名から 38 名へと減少しました。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、利用者 1 人あたりの利用日数は 18.1 日でした。平成 29 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年 6 月に改正された障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月 1 日施行）等の影響により、精神障害者を中心に、就労に関するサービスのニーズは高まりつつあります。

また、精神障害者に加え、知的障害者において今後の利用意向が高く、今後の利用者の増加が推測されます。事業者を対象としたヒアリング調査では、特にオフィスワーク等での就労に向けた訓練が行える事業所の不足が指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

(4) 就労継続支援 (A型・B型)

① 実績・見込量

就労継続支援の平成 28 年度の利用者数は、A型（雇成型）が 10 人、B型（非雇成型）が 390 人でした。平成 29 年度の利用者数を、A型が 13 人、B型が 444 人と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

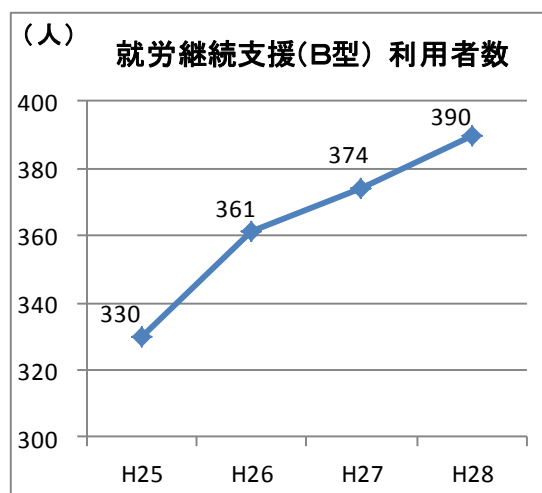
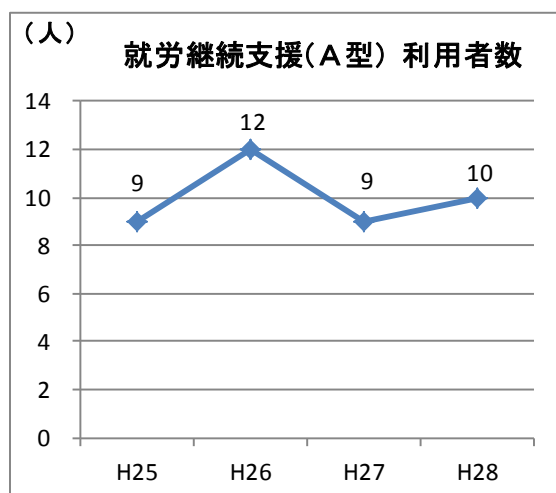
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労継続支援 A 型	利用者数	10 人	12 人	12 人	13 人
	利用日数	178 日	214 日	214 日	231 日
就労継続支援 B 型	利用者数	390 人	409 人	427 人	444 人
	利用日数	6,886 日	7,213 日	7,531 日	7,833 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

就労継続支援 A 型は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、10 名前後の利用者数となっています。実績の推移をみると、今後やや増加していくと考えられます。

就労継続支援 B 型は、生活介護と同様に、平成 23 年度末までの事業所の法内化等の影響により、平成 26 年度までは利用者数の急速な増加が続きました。平成 27 年度以降、増加ペースは落ち着いているものの、今後も増加傾向が継続すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、就労移行支援 A 型、就労移行支援 B 型の利用日数は、それぞれ利用者 1 人あたり 17.8 日、17.6 日でした。平成 29 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになり、本法律は平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策から就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、就労継続支援をあげる人は、知的障害者で 1 割強、精神障害者で約 2 割となっていますが、身体障害者では 2%にとどまっています。

就労継続支援（A 型）については、近隣も含め事業所数がほとんどなく、利用者も少ないのが現状です。利用者と雇用契約を結ぶ必要があることから、最低賃金の確保等経営上の困難があり、事業所数が伸び悩んでいると考えられます。

就労継続支援（B 型）については、利用者数、事業所数ともに増加していますが、事業者の意見として、利用者の高齢化が進んでおり、事業所の分化（利用者の能力や特性に合った事業所を整備）による、サービス充実の必要性も指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

今後の新規参入支援などの方法などについて引き続き検討します。また、引き続き「就労支援センター・一歩」を中心とした就労支援体制などにより、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。

(5) 就労定着支援

① 実績・見込量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数と利用日数を●●人（延●●日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労定着支援	利用者数	***人	***人
	利用日数	***日	***日

② 見込量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績および、一般就労に移行した人数を勘案し、算出します。

事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や生活訓練、放課後等デイサービスといった事業を展開している事業者より、就労定着支援への参入意向が示されており、事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

見込み量の算出及び必要サービス料の確保においては、新設される就労定着支援サービスに参入する事業者と、障害者の就労定着に向けた事業を実施している、既存の事業者（「就労支援センター・一歩」等）との役割分担を検討する必要があります。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京から、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

(6) 療養介護

① 実績・見込量

療養介護の平成 28 年度の利用者数は 18 人でした。平成 32 年度の療養介護の利用者数を 19 人と見込みます。

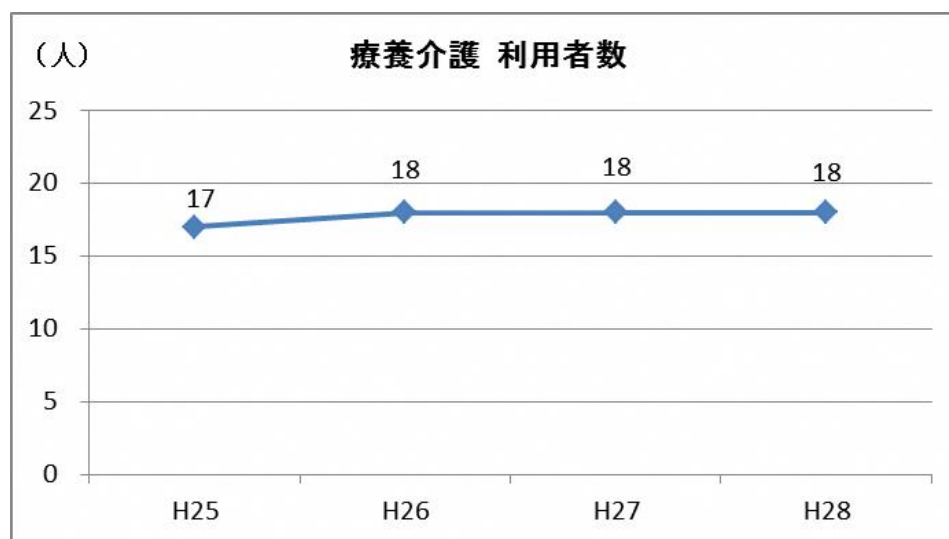
[サービス見込量／1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
療養介護	18 人	19 人	19 人	19 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、療養介護の利用者数は横ばいとなっています。



【算出の考え方】

平成 29 年度以降の利用者数についても、平成 28 年度以前と同水準で推移すると推定されます。一方で、現在、療養介護を提供できる施設（病院）が都内でも数か所しかないため、今後も利用調整が必要です。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

(7) 短期入所（福祉型・医療型）

① 実績・見込量

短期入所の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、福祉型が 77 人（延 317 日）、医療型が 9 人（延 55 日）でした。平成 32 年度の短期入所の利用者数と利用日数を、福祉型が 109 人（延 647 日）、医療型が 6 人（延 18 日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

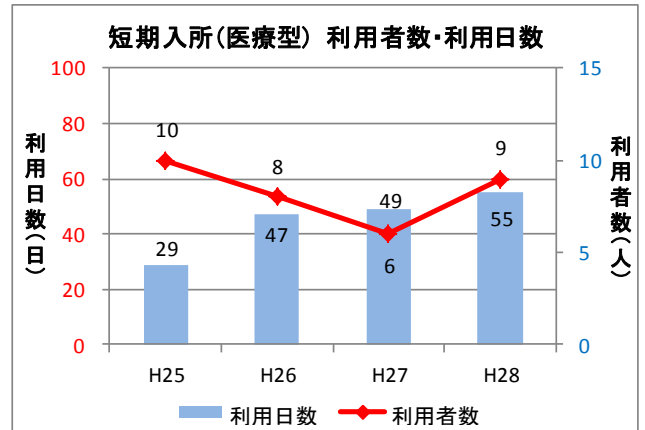
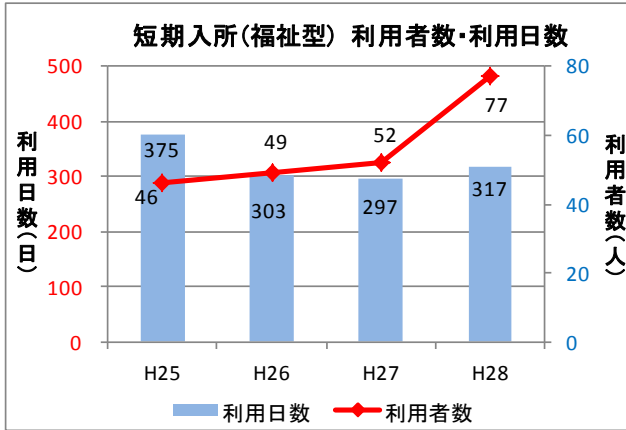
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	利用者数	77 人	86 人	94 人	104 人
	利用日数	317 日	352 日	387 日	426 日
短期入所 (医療型)	利用者数	9 人	9 人	9 人	9 人
	利用日数	55 日	55 日	55 日	55 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

短期入所（福祉型）の利用者数は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、横ばいから微増で推移していますが、平成 28 年度には、前年度の 52 人から 77 人へと大きく増加しています。一方で、利用日数は平成 25 年度の 375 日から平成 26 年度には 303 日へと減少し、平成 26 年度から平成 28 年度までは横ばいから微増で推移しています。この実績から、利用ニーズは高まっているものの、サービス事業所数の不足等により、利用日数は伸び悩んでいる状況にあると考えられます。

短期入所（医療型）の利用者数は、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、10 名弱で推移しています。平成 27 年度は 6 名に減少しましたが、平成 28 年度には 9 名と増加しています。今後も利用者数は 10 名弱で推移すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、短期入所（医療型）の利用日数は、利用者 1 人あたり 6.1 日、短期入所（福祉型）の利用日数は、利用者 1 人あたり 4.1 日でした。平成 29 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

短期入所は、特に障害児や知的障害者において、サービス未利用者の利用意向が高く、サービス利用者においても、今後の継続的な利用意向が示されています。また、事業者を対象としたヒアリング調査では、「保護者や支援者の負担軽減のため、利用ニーズは強いが、受け入れ先が不足している」という状況が複数の事業所より指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

① 実績・見込量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数と利用日数を●●人（延●●日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労定着支援	利用者数	***人	***人
	利用日数	***日	***日

② 見込量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、施設入所支援、共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績、地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案し、算出します。

また、事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や相談支援等の事業を行っている、複数の事業者より、自立生活援助への参入意向が示されています。事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京から、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

① 実績・見込量

共同生活援助（グループホーム）の平成 28 年度の利用者数は 155 人でした。平成 32 年度の共同生活援助の利用者数を 231 人と見込みます。

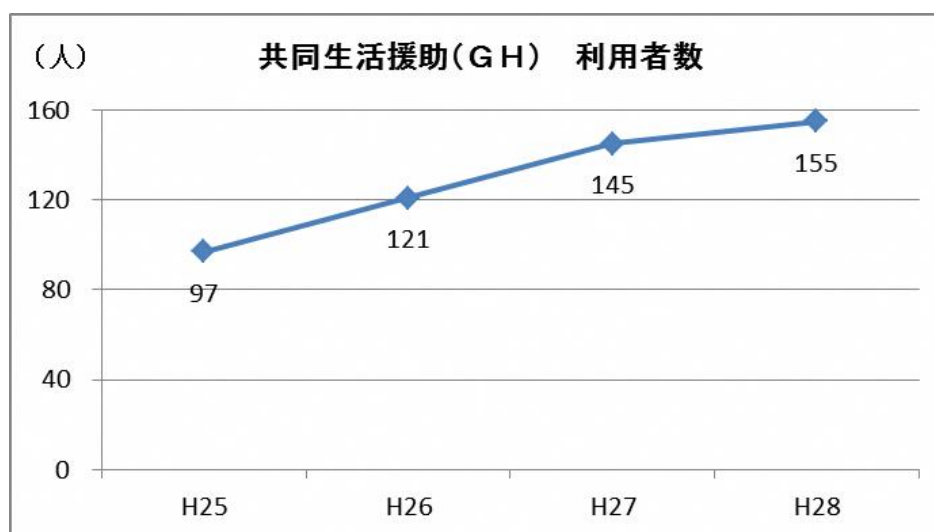
[サービス見込量／利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)	155 人	195 人	213 人	231 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

共同生活援助の利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度にかけて、市内に 3 か所のグループホームが新設されました（平成 27 年度：1 施設、平成 29 年度：2 施設）。

一方で、事業所や障害者団体・障害者支援団体を対象としたヒアリング調査では、「親なき後」の居住の場の確保のため、グループホームの更なる充実や確保が指摘されているところです。また、複数の事業所では、今後、更なる施設の増設や、共同生活援助への新規参入意向が示されています。

③ 見込量確保のための方策

グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新規事業者の誘致等を図っていきます。

(3) 施設入所支援

① 実績・見込量

施設入所支援の平成 28 年度の利用者数は 147 人でした。平成 32 年度の施設入所支援の利用者数を 158 人と見込みます。

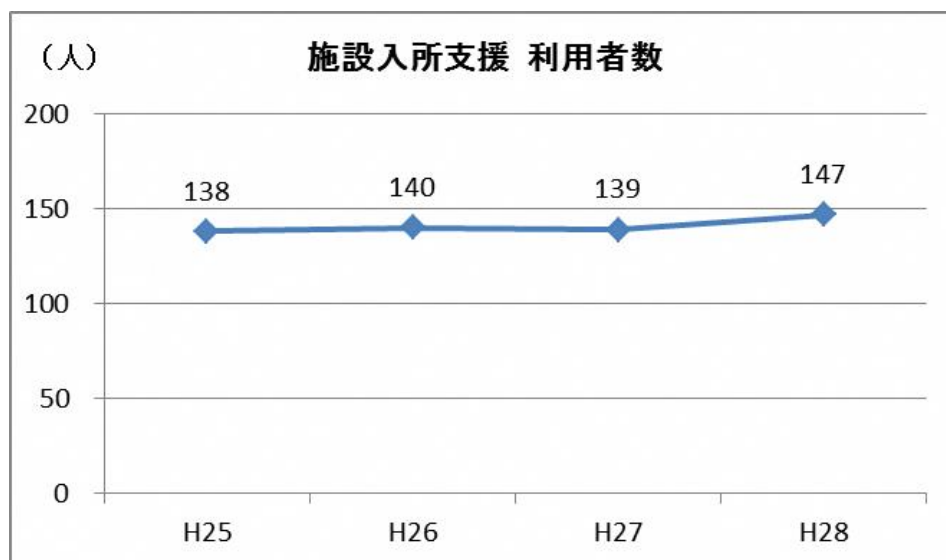
[サービス見込量／利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
施設入所支援	147 人	152 人	155 人	158 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

施設入所支援の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけては横ばいで推移し、平成 28 年度は前年度よりも 8 人増加しています。



【算出の考え方】

入所待機者は昨年度より増加しており、施設の空き状況によっては利用実績の増加が見込まれます。しかしながら、施設入所支援の事業所については、既存事業所がない地域に限り事業所の新設が認められることから、新たな施設整備は難しい状況にあります。また、入所施設から地域生活へ移行する人の数は年々減少傾向にあることから、施設入所者の地域移行が進みづらい状況が推測されます。

今後、全国的にグループホーム等の地域移行の受け皿が整備され、入所施設の空きが生まれていかなければ、施設入所のニーズ増加に対応するのは難しいと考えられます。

③ 見込量確保のための方策

国が示す基本方針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難であり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談等に取り組めます。

4 相談支援

(1) 相談支援について

障害者総合支援法では、相談支援は「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」に分類され、「基本相談支援」と「計画相談支援」を行う事業は「特定相談支援」、
「基本相談支援」と「地域相談支援」を行う事業は「一般相談支援事業」と定義されています。

相談の種別	概要	相談実施者
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者（児）、障害児の保護者または障害者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与します。	○市町村が直接または ○指定特定相談支援事業者[委託]または ○指定一般相談支援事業者[委託]
計画相談支援	サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。	○指定特定相談支援事業者（計画作成担当） ※市町村長が事業者を指定
地域相談支援	地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。	○指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当） ※都道府県知事が事業者を指定

(2) 計画相談支援

① 実績・見込量

計画相談支援には、サービス等利用計画案を作成する「サービス利用支援」と、サービス等利用計画の検証等を行う「継続サービス利用支援」(モニタリング)があります。

サービス利用支援と継続サービス利用支援を合わせ、平成 32 年度の計画相談支援の利用者数を 234 人と見込みます。

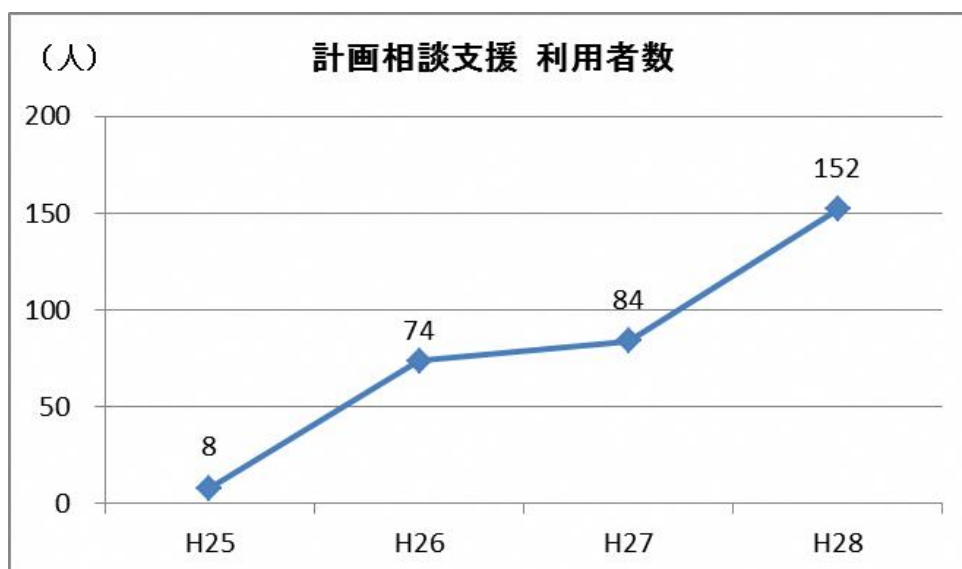
[サービス見込量／1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
計画相談支援	152 人	173 人	203 人	234 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

計画相談支援の利用者数は、平成 25 年度には 8 人でしたが、平成 28 年度には 152 人と大きく増加しています。



【算出の考え方】

平成 27 年度より、障害福祉サービスの支給決定の際には、市に対する「サービス利用計画案」の提出が義務付けられることとなりました。このことにより、平成 26

年度以降、計画相談の利用者が大きく増加したと考えられますが、今後は増加が鈍化すると想定されます。

③ 見込量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての障害者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めていきます。

(3) 地域相談支援

① 実績・見込量

地域相談支援の平成 29 年度の利用者数は、地域移行支援、地域定着支援ともに 0 人でした。平成 32 年度の利用者数を、地域移行支援、地域定着支援ともに 2 人と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
地域移行支援	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	2 人	2 人	2 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

「地域相談支援」の利用者数は、平成 26 年度、平成 27 年度では各 1 人、平成 28 年度では実績はありませんでした。「地域定着支援」の利用者数は、平成 26 年度に 2 人、平成 27 年度、平成 28 年度では実績はありませんでした。

これまでのところ、障害者総合支援法上のサービスの利用としての実績はほとんどありません。これは、地域相談支援を提供する一般相談支援事業所がサービス提供を行う代わりに、保谷障害者福祉センター等の地域活動支援センターが、実質的に同様の支援を提供しているためと考えられます。

【算出の考え方】

今後、一般相談支援事業所による障害者総合支援法上のサービスとしての支援へと移行していけば、利用実績は増加する可能性があります。近年の実績から、平成 29 年度以降も同水準の利用状況となることが推定されます。

③ 見込量確保のための方策

地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者数は増加する一方で、地域生活へ移行する方の数は年々減少している傾向を考えると、地域での生活の受け皿となるグループホーム等の体制整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられます。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討します。

第5章 障害児福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込量を算定する障害児福祉サービスを表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援(新設)	重度の障害などがあり、障害児通所支援を利用するために外出することがとても難しい障害児に対して、そのお宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成やモニタリングなどの支援を行います。	

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

① 実績・見込量

児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、150 人（延 757 日）でした。平成 32 年度の児童発達支援の利用者数と利用日数を、210 人（延 838 日）と見込みます。

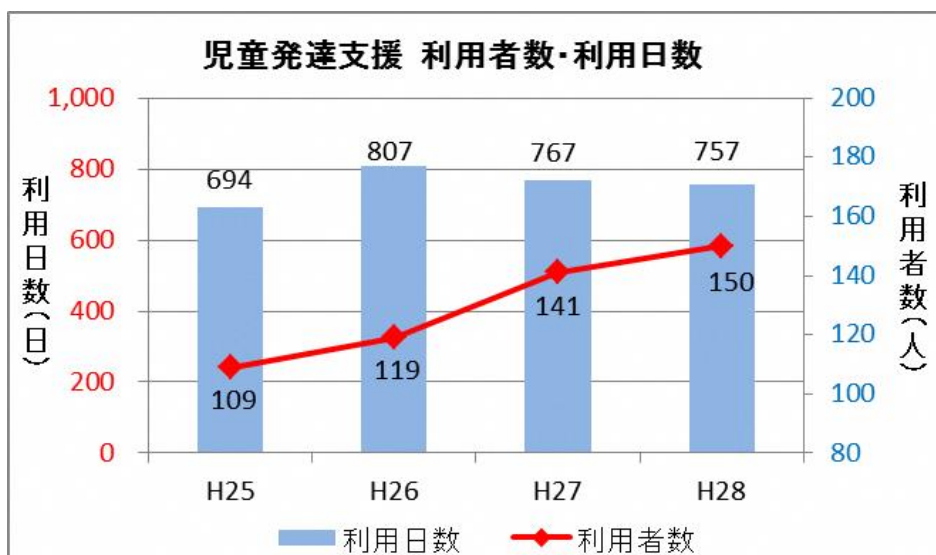
[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
児童発達支援	利用者数	150 人	181 人	195 人	210 人
	利用日数	757 日	808 日	823 日	838 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて増加傾向にあります。一方で、利用日数は平成 26 年度以降、減少傾向にあります。



【算出の考え方】

事業者を対象としたヒアリング調査では、各事業所とも、利用者が増加し、ほぼ満員に近いにあることが指摘されています。一方で、一部の事業者では、幼稚園や保育園といった、他の子育て機関からの相談や巡回の需要や要望が高まっており、児童発達支援事業の規模等は現状維持としたうえで、新設される訪問型児童発達支援事業への参入等に注力する、との意向も示されています。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

(2) 放課後等デイサービス

① 実績・見込量

放課後等デイサービスの平成 25 年度の利用者数と利用日数は 327 人（延 2,046 日）でした。平成 29 年度の放課後等デイサービスの利用者数と利用日数を 664 人（延 4,467 日）と見込みます。

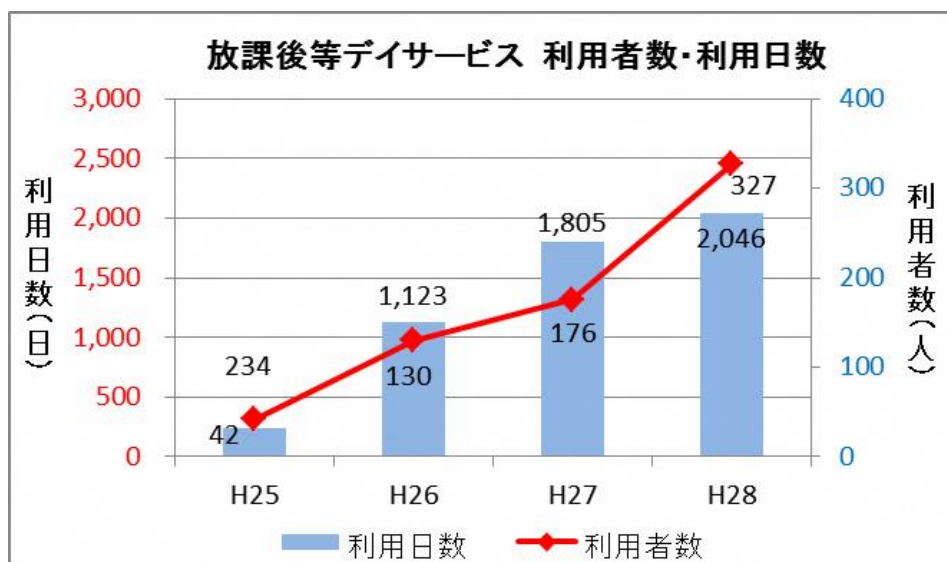
【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
放課後等 デイサービス	利用者数	327 人	411 人	476 人	531 人
	利用日数	2,046 日	2,574	2,981	3,324

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数、利用日数ともに、平成 25 年度から 28 年度にかけて大幅に増加しています。



【算出の考え方】

放課後等デイサービスの不足状況や、拡充を望む意見に対応すべく、西東京市では施設の誘致、事業者の確保等に力を入れてきたことで、放課後等デイサービスの事業所数は急激に増加してきたところですが、アンケート調査結果では、未利用者のうち約 4 割が新規に利用したいとの意向を示しているなど、更なる需要が見込まれます。

一方で、事業所を対象としたヒアリング調査では、事業所数の急激な増加に伴う需要と供給バランスの問題や、事業所間の競争が今後厳しくなることが指摘されています。また、障害者団体・支援団体へのヒアリング調査では、事業所数は増えたものの、サービス水準にばらつきがあるとの指摘があり、サービスの量的な確保と並行して、サービス水準の維持や質の向上が課題だと考えられます。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していくとともに、既存事業所のサービス水準の向上に向け、各事業所の状況把握等に力を入れていきます。

(3) 保育所等訪問支援

① 実績・見込量

保育所等訪問支援の平成 28 年度の利用者数はありませんでした。平成 42 年度の利用者数と利用日数を 2 人（延 4 日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
保育所等訪問支援	利用者数	0 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	0 日	4 日	4 日	4 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 26 年度～平成 28 年度では実績はありませんでした。

【算出の考え方】

アンケートでは、サービス未利用者のうち 4.9%の方が、利用意向があると回答しています。

平成 29 年度現在、西東京市を含めて近隣にサービスの実施者がほとんどありません。

③ 見込量確保のための方策

西東京市ではこれまでに利用の実績がありませんが、今後サービスの利用が必要となった場合は、関連機関との連絡調整等の対応を行います。

(4) 医療型児童発達支援

① 実績・見込量

医療型児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は 1 人（延 7 日）でした。平成 32 年度の医療型児童発達支援の利用者数と利用日数を 2 人（延 14 日）と見込みます。

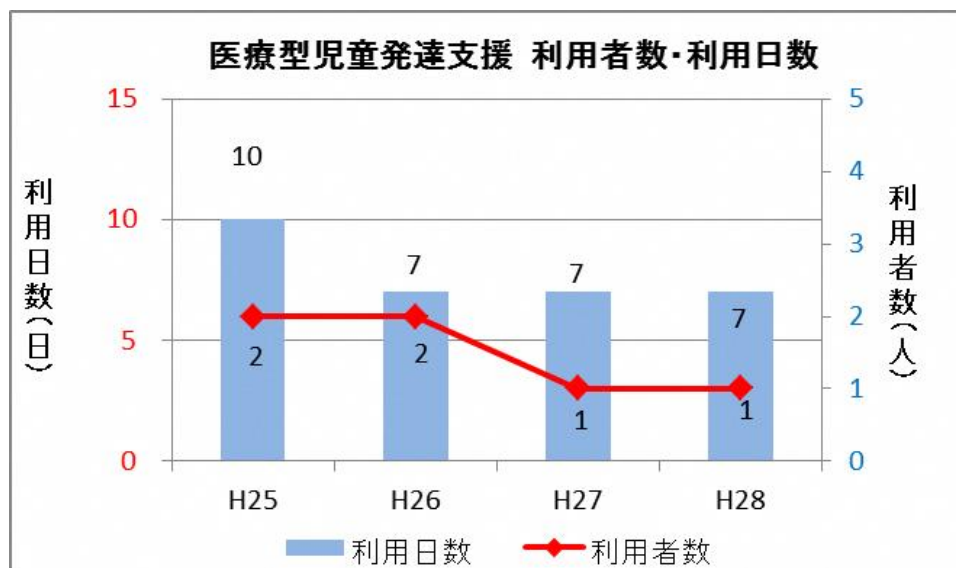
[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
医療型児童発達支援	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	7 日	14 日	14 日	14 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25・26 年度は 2 人、平成 27・28 年度は 1 人です。



【算出の考え方】

今後も利用者数は同水準で推移すると推測されます。

③ 見込量確保のための方策

サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めたうえで、事業実施場所の確保に向け、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、医療的ケアを要する児童を対象とする児童発達支援事業所の設置が求められていることから、サービスを提供する民間事業所の誘致に取り組みます。

(5) 居宅訪問型発達支援

① 実績・見込量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数と利用日数を●●人（延●●日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

			平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
	今後、整備政省令の公布 (10 月中旬頃) 等を踏まえて検討。			
医療型児童発達支援	利用者数	-	***人	***人
	利用日数	-	***日	***日

② 見込量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、重症心身者などの従事の障害児であり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象とするものです。そのため、訪問教育、訪問看護等のサービス利用者数を勘案し、算出します。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする児童の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京府がら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

今後、整備政省令の公布
(10 月中旬頃) 等を踏まえて検討。

2 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

① 実績・見込量

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、障害児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」(モニタリング)があります。

障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を合わせた、障害児相談支援の平成28年度の利用者数は45人でした。平成32年度の障害児相談支援の利用者数を106人と見込みます。

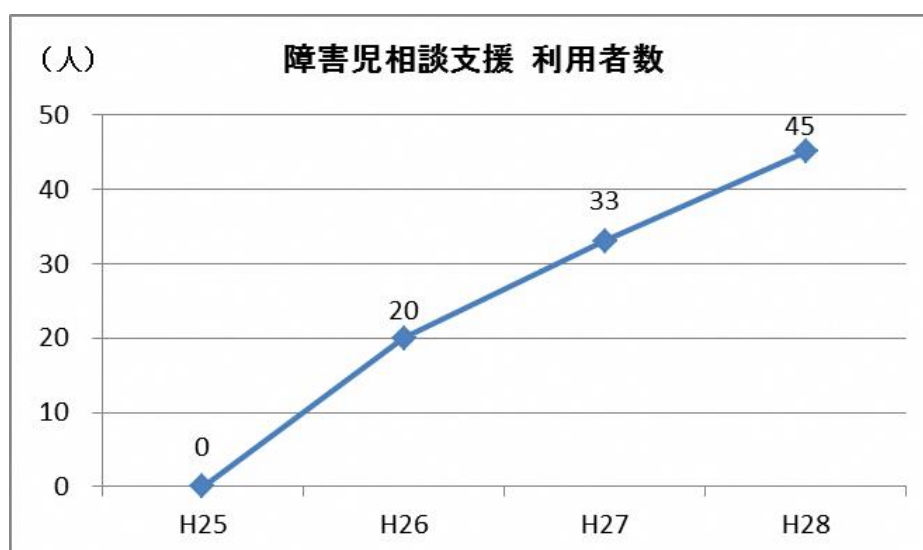
【サービス見込量／1か月あたりの利用者数】

	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
障害児相談支援	45人	76人	91人	106人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成26年度は20人、平成28年度は45人です。2年間で2倍以上の利用者となっており、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 27 年度より、障害児通所サービスの支給決定の際には、市に対する「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられましたが、障害者相談支援事業所が少ないため、児童の計画の多くは「セルフプラン」となっています。

障害児の社会的な自立に向けた療育においては、早期療育が重要であることから、専門的知識を持つ相談支援員によって、それぞれの障害児のニーズに合った計画が作られるよう、障害者相談支援事業所の体制を強化していく必要があると考えられます。

③ 見込量確保のための方策

西東京市では、これまで放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。

第6章 地域生活支援事業の見込み量と取り組みの方向

1 地域生活支援事業について

障害福祉サービス等は個人へのサービスですが、地域生活支援事業には、啓発や奉仕員の養成など幅広い事業が含まれます。

事業の種類	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。現在は、「保谷障害者福祉センター」、「支援センター・ハーモニー」の2か所に設置しています。
相談支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な相談支援 2) 基幹相談支援センター等機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター等への専門的職員の配置 ・地域の相談支援事業者への指導、助言 など 3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者への手続き・調整の支援 ・家主等への相談、助言 など
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者（パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む）を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
理解促進研修・啓発事業	研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。障害者等の理解を深めるための教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などが考えられます。
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。ピアサポート、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援などの支援が考えられています。

事業の種類	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、研修や検討会の実施等、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。
その他の事業 (任意事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業 家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴サービスを実施します。 2) 日中一時支援事業 日中の時間帯において、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。 3) 生活サポート事業 介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。 4) 社会参加促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ※障害者スポーツ支援事業 市内在住の障害者及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施します。 ※心身障害者自動車運転教習費補助事業 一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。 ※身体障害者用自動車改造費助成事業 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

2 地域支援事業の見込み量など

(1) 移動支援事業

① 実績・見込量

移動支援事業の平成 28 年度の利用者数は 309 人でした。平成 32 年度の移動支援事業の利用者数を 354 人と見込みます。

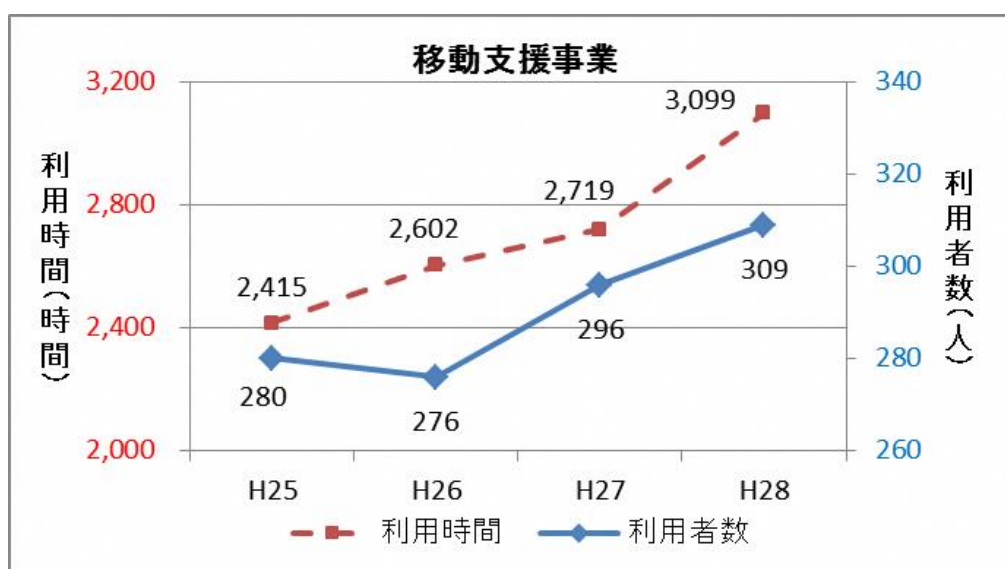
[事業見込量／1か月あたりの利用者数、利用時間]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
利用者数	309 人	330 人	342 人	354 人
利用時間	3,099 時間	3,354 時間	3,533 時間	3,712 時間

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度から平成 28 年度にかけ、移動支援事業の利用者数、利用時間は増加傾向にあります。



【算出の考え方】

西東京市では、独自施策として、学校への通学、放課後等デイサービスへの通所を移動支援の利用対象とする措置をとってきました。加えて、平成 28 年度からは作業所への通所も利用対象とし、障害者の移動の支援、社会参加の促進を図っています。

利用者のニーズはかなり高いと考えられ、今後、移動支援に関しては、年齢や障害の種別に関わらず、多様なニーズが考えられます。

多くの事業者から移動に関するサポートの強化を望む声が挙がっており、特に、サービスの担い手が確保している状況において、担い手の確保に向け、ガイドヘルパー・ガイドボランティアの養成研修の実施等、方策を検討します。

(2) 地域活動支援センター

① 実績・見込量

地域活動支援センターの平成 28 年度の利用者数は 293 人でした。平成 32 年度の地域活動支援センターの利用者数を 350 人と見込みます。

これまで、西東京市には身体障害者を対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」が整備されていましたが、知的障害者を対象とする地域活動支援センターが確保されていない状況だったため、第 4 期計画では、知的障害者を対象とする地域活動支援センターの確保を重点推進項目としたところです。

第 4 期計画を踏まえ、平成 28 年度に、「地域活動支援センター・ブルーム」が開設されました。これにより、市内に身体障害者、精神障害者、知的障害者を対象とする施設が整備され、これらの施設を拠点とした、相談支援体制や日中活動支援の充実を図っている状況にあります。

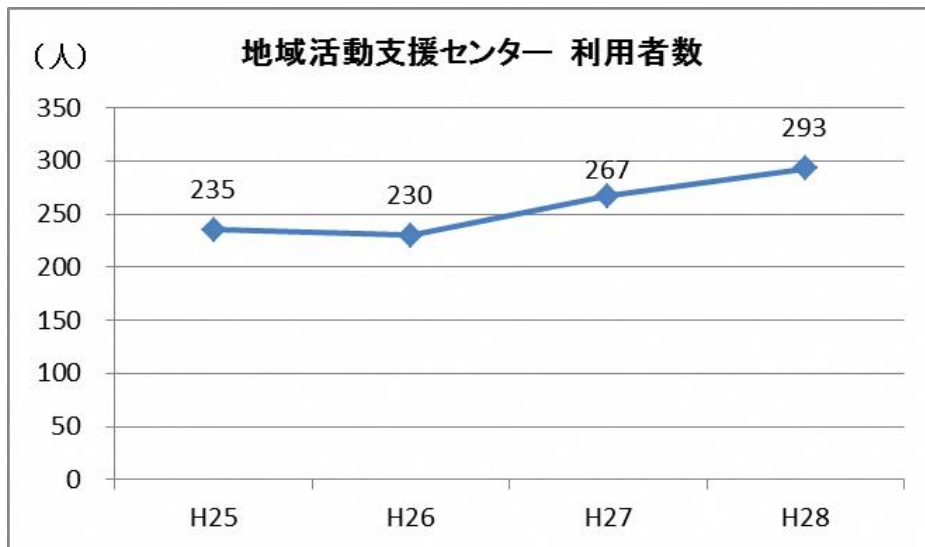
[事業見込量／実施箇所数、1 か月あたり利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
実施見込箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
利用者数	293 人	310 人	330 人	350 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

保谷障害者福祉センターでは、身体障害者や高次脳機能障害者に対して、リハビリテーション等のサービスを提供しており、利用者数は年々増加しています。また、高次脳機能障害者への支援においては、医療機関との連携や、相談事業の充実を図っています。



(3) 相談支援事業

西東京市には、相談支援事業の実施事業所として、「保谷障害者福祉センター」「支援センター・ハーモニー」「相談支援センター・えぽっく」に加え、平成 28 年 10 月には、知的障害者の利用を中心とする「地域活動支援センター・ブルーム」が開設されています。

【事業見込量／実施箇所数】

		平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
障害者相談支援	H26～28 年度実績を踏まえて検討。 (10/8 時点 データなし)	**か所	**か所

(4) 日常生活用具給付等事業

① 実績・見込量

平成 29 年度の実績および平成 32 年度までの見込みは表のとおりです。

[事業見込量／年間の給付等件数]

種目	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
介護・訓練支援用具	H26～28 年度実績を踏まえて検討。 (10/8 時点 データなし)		***件	***件
自立生活支援用具			***件	***件
在宅療養等支援用具	***件	***件	***件	***件
情報・意思疎通支援用具	***件	***件	***件	***件
排泄管理支援用具	***件	***件	***件	***件
居住生活動作補助用具	***件	***件	***件	***件

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

排泄管理支援用具は平成 21 年度以降一貫して増加しており、今後も増加傾向が続くと推測されます。

その他の種目の実績は必ずしも傾向が明らかではありませんが、今後の障害者数の増加を考慮し、平成 28 年度までの実績の平均を下回らないように見込みました。

(5) 意思疎通支援事業

① 実績・見込量

平成 28 年度の実績および平成 32 年度までの見込みは表のとおりです。

[事業見込量／利用実人数、年間の延べ派遣件数]

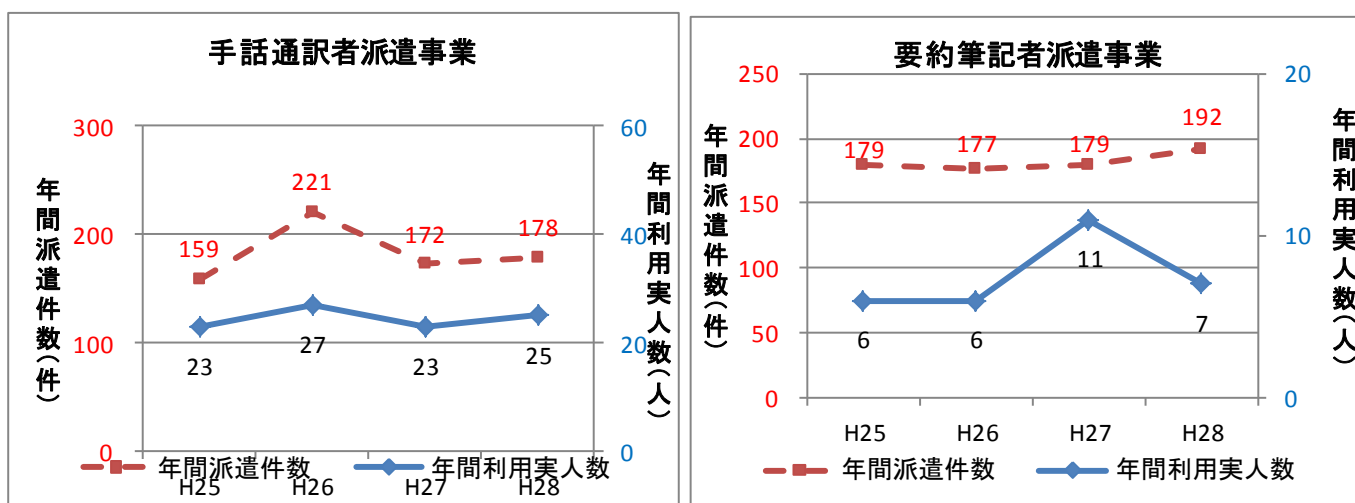
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
手話通訳者 派遣事業	利用実人数	25 人	25 人	25 人	26 人
	派遣件数	178 件	175 件	175 件	182 件
要約筆記者 派遣事業	利用実人数	7 人	11 人	12 人	12 人
	派遣件数	192 件	275 件	300 件	300 件

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、年間利用実人数は横ばいとなっています。また、年間派遣件数は、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、横ばいからやや増加傾向にあります。

これまでの利用実績から、1 人あたりの派遣件数を、手話通訳者派遣事業では実利用者 1 人あたり 7 件、要約筆記者派遣事業では実利用者 1 人あたり 25 件と算出したうえで、今後の聴覚障害者数の増加も考慮し、利用者数及び派遣件数を算出しました。



(6) 手話奉仕員養成研修事業

西東京市の登録手話通訳者を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話通訳者養成講習会を開催しています。現行計画を踏襲しています。

(7) 理解促進研修・啓発事業

「西東京市障害者基本計画」の中では、重点推進項目の1つとして「障害や障害のある人への理解の推進」を掲げています。

具体的な施策として、東京市民まつりや障害者週間行事等、市民まつり会場での地域交流イベントを開催しています。現行計画を踏襲しています。

また、市民による障害のある方への「ちょっとした手助け」を促す「ヘルプカードとサポートバンドナ・サポートキーホルダー」等、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組みを行っています。

(8) 自発的活動支援事業

西東京市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助金を交付しています。現行計画を踏襲しています。

また、西東京市では、障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組み等、障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行っています。

(9) 成年後見制度利用支援事業

西東京市では、従来から「権利擁護センターあんしん西東京」において、障害者や高齢者等に対する成年後見制度の利用支援を行っています。現行計画を踏襲しています。今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

(10) その他の事業

① 実績・見込量

各事業の平成 28 年度の実績および平成 32 年度までの見込みは表のとおりです。

[事業見込量/利用者数]

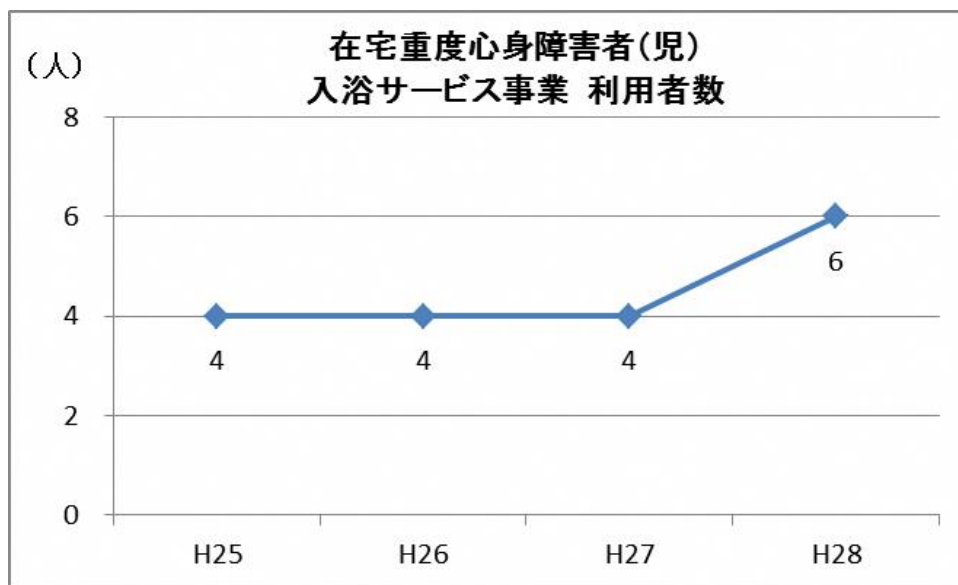
	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
在宅重度心身障害者（児） 入浴サービス事業	6 人	7 人	7 人	7 人
日中一時支援事業	92 人	86 人	84 人	81 人
生活サポート事業	24 人	28 人	30 人	32 人
障害者福祉サービス事業	H26～28 年度実績を踏まえて検討。 (10/8 時点 データなし)			***人
通				***人
身体障害者用 自動車改造費助成事業	***人	***人	***人	***人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

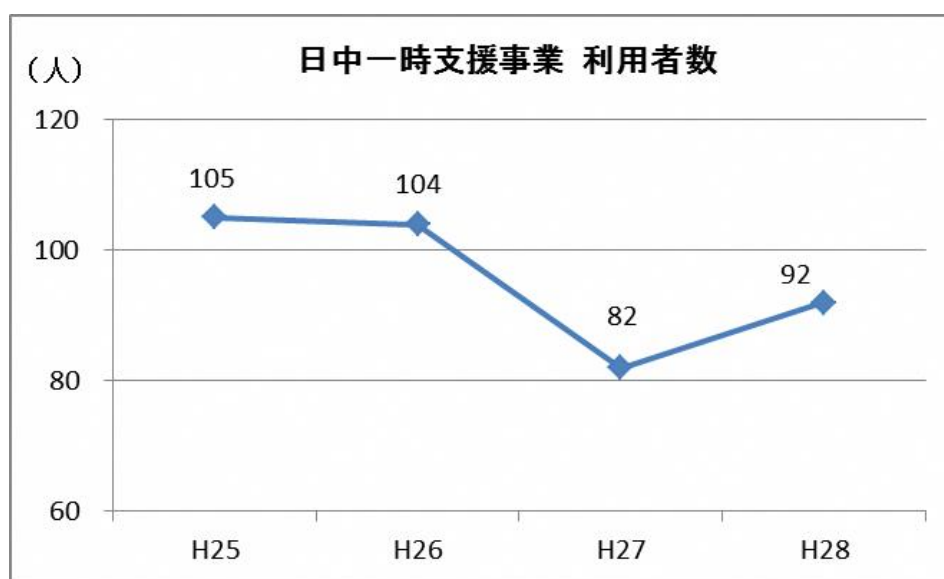
1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業

自宅の浴室での入浴や、保谷障害者福祉センター等で提供する入浴サービスの利用が困難な方が利用するサービスです。利用者数は 5 名前後で推移しており、平成 28 年度には 2 人増加しましたが、平成 28 年度実績から大きく変動はしないと推測して利用者数を見込みます。



2) 日中一時支援事業

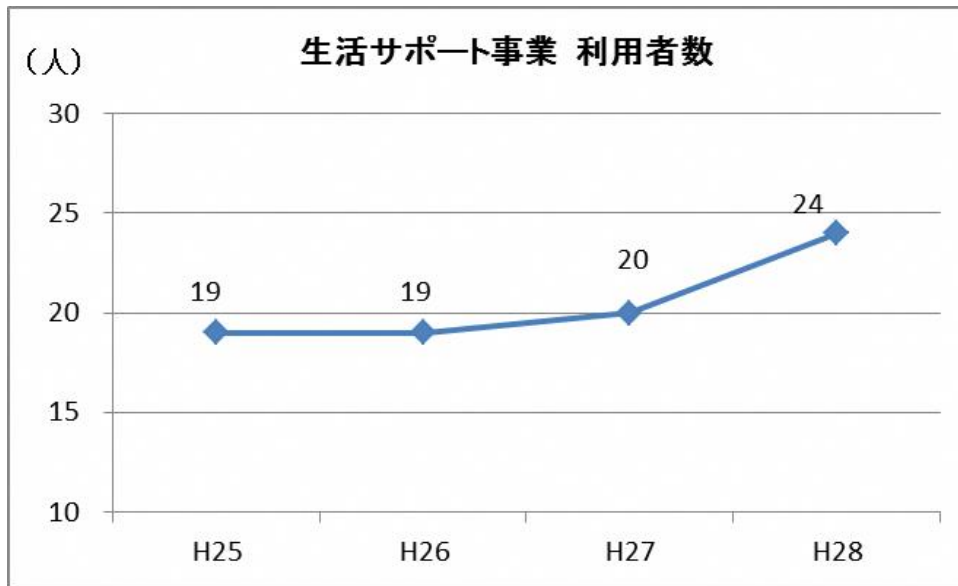
平成 28 年度は実績が増加に転じておりますが、平成 25 年度から平成 28 年度にかけては減少傾向にあります。今後は、平成 28 年度実績からやや減少傾向が続くと推測して利用者数を見込みます。



3) 生活サポート事業

移動支援事業と併せて支給決定を行っています。臨時的にサービスが必要になったケースで支給することが多く、継続的な利用が少ないのが特徴です。

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、利用実績はやや増加傾向にあります。今後も増加傾向が続くことを推測して利用者数を見込みます。



- 4) 社会参加促進事業（障害者スポーツ支援事業、心身障害者自動車運転教習費補助事業、身体障害者用自動車改造費助成事業）

平成 25～28 年度の実績の平均を下回らないように見込みました。

障害者スポーツの支援については、2020 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、一層の充実が求められています。西東京市では、従前より取り組んできた軽運動のスポーツ支援事業に加え、平成 28 年度より、水泳事業を実施しています。事業の周知が進んだことにより、参加者数は増加傾向にあり、今後も引き続き実施していきます。

第7章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) サ

(2) 民

(3) 既

(4) 財

1章～6章を踏まえ加筆

2 PD

3 障

(1) 事

(2) 第三者評価の促進

4 市民の理解と協働の推進